|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 宿泊施設の名称 | 宿泊定員（人） | 宿泊定員×1,600（円） | 営業許可の種別 |
|  | 所在地 |
| 1 | 　 | 　 | 　 | 旅館等・民泊 |
| 北谷町 |
| 2 | 　 | 　 | 　 | 旅館等・民泊 |
| 北谷町 |
| 3 | 　 | 　 | 　 | 旅館等・民泊 |
| 北谷町 |
| 4 | 　 | 　 | 　 | 旅館等・民泊 |
| 北谷町 |
| 5 | 　 | 　 | 　 | 旅館等・民泊 |
| 北谷町 |
| 6 | 　 | 　 | 　 | 旅館等・民泊 |
| 北谷町 |
| 7 | 　 | 　 | 　 | 旅館等・民泊 |
| 北谷町 |
| 8 | 　 | 　 | 　 | 旅館等・民泊 |
| 北谷町 |
|  | 合計 | 　 | 　 |  |
|  | 支援給付金の額（千円未満切り捨て） | 　 |  |

別紙

対象施設内訳（　　　枚目）

注意事項

１　宿泊定員は、旅館等については沖縄県に届け出た宿泊定員を記載する。民泊については、１宿泊施設につき宿泊定員を４人とする。

２　旅館業法第３条第１項の許可を受けた者で、「宿泊定員×1,600（円）」の合計額が３万円に満たない者は、支援給付金の額を３万円とし、住宅宿泊事業法第３条第１項の届出をした者で、当該合計額が２万円に満たない者については、支援給付金の額を２万円とする。

３　旅館等とは、旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第３条第１項の許可を受けた施設をいう。また、民泊とは、住宅宿泊事業法（平成２９年法律第６５号）第３条第１項の届出をした施設をいう。

４　支援給付金の額は、１,０００円未満を切り捨てた額を記入する。

　　　記載した内容については、事実と相違ありません。

（申請者）住所

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　印

別紙

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 宿泊施設の名称 | 宿泊定員（人） | 宿泊定員×1,600（円） | 営業許可の種別 |
|  | 所在地 |
| 1 | 　 | 　 | 　 | 旅館等・民泊 |
| 北谷町 |
| 2 | 　 | 　 | 　 | 旅館等・民泊 |
| 北谷町 |
| 3 | 　 | 　 | 　 | 旅館等・民泊 |
| 北谷町 |
| 4 | 　 | 　 | 　 | 旅館等・民泊 |
| 北谷町 |
| 5 | 　 | 　 | 　 | 旅館等・民泊 |
| 北谷町 |
| 6 | 　 | 　 | 　 | 旅館等・民泊 |
| 北谷町 |
| 7 | 　 | 　 | 　 | 旅館等・民泊 |
| 北谷町 |
| 8 | 　 | 　 | 　 | 旅館等・民泊 |
| 北谷町 |
|  | 合計 | 　 | 　 |  |
|  | 支援給付金の額（千円未満切り捨て） | 　 |  |

対象施設内訳（　　　枚目）

注意事項

１　宿泊定員は、旅館等については沖縄県に届け出た宿泊定員を記載する。民泊については、１宿泊施設につき宿泊定員を４人とする。

２　旅館業法第３条第１項の許可を受けた者で、「宿泊定員×1,600（円）」の合計額が３万円に満たない者は、支援給付金の額を３万円とし、住宅宿泊事業法第３条第１項の届出をした者で、当該合計額が２万円に満たない者については、支援給付金の額を２万円とする。

３　旅館等とは、旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第３条第１項の許可を受けた施設をいう。また、民泊とは、住宅宿泊事業法（平成２９年法律第６５号）第３条第１項の届出をした施設をいう。

４　支援給付金の額は、１,０００円未満を切り捨てた額を記入する。

　　　記載した内容については、事実と相違ありません。

（申請者）住所

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　印

別紙

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 宿泊施設の名称 | 宿泊定員（人） | 宿泊定員×1,600（円） | 営業許可の種別 |
|  | 所在地 |
| 1 | 　 | 　 | 　 | 旅館等・民泊 |
| 北谷町 |
| 2 | 　 | 　 | 　 | 旅館等・民泊 |
| 北谷町 |
| 3 | 　 | 　 | 　 | 旅館等・民泊 |
| 北谷町 |
| 4 | 　 | 　 | 　 | 旅館等・民泊 |
| 北谷町 |
| 5 | 　 | 　 | 　 | 旅館等・民泊 |
| 北谷町 |
| 6 | 　 | 　 | 　 | 旅館等・民泊 |
| 北谷町 |
| 7 | 　 | 　 | 　 | 旅館等・民泊 |
| 北谷町 |
| 8 | 　 | 　 | 　 | 旅館等・民泊 |
| 北谷町 |
|  | 合計 | 　 | 　 |  |
|  | 支援給付金の額（千円未満切り捨て） | 　 |  |

対象施設内訳（　　　枚目）

注意事項

１　宿泊定員は、旅館等については沖縄県に届け出た宿泊定員を記載する。民泊については、１宿泊施設につき宿泊定員を４人とする。

２　旅館業法第３条第１項の許可を受けた者で、「宿泊定員×1,600（円）」の合計額が３万円に満たない者は、支援給付金の額を３万円とし、住宅宿泊事業法第３条第１項の届出をした者で、当該合計額が２万円に満たない者については、支援給付金の額を２万円とする。

３　旅館等とは、旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第３条第１項の許可を受けた施設をいう。また、民泊とは、住宅宿泊事業法（平成２９年法律第６５号）第３条第１項の届出をした施設をいう。

４　支援給付金の額は、１,０００円未満を切り捨てた額を記入する。

　　　記載した内容については、事実と相違ありません。

（申請者）住所

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　印

別紙

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 宿泊施設の名称 | 宿泊定員（人） | 宿泊定員×1,600（円） | 営業許可の種別 |
|  | 所在地 |
| 1 | 　 | 　 | 　 | 旅館等・民泊 |
| 北谷町 |
| 2 | 　 | 　 | 　 | 旅館等・民泊 |
| 北谷町 |
| 3 | 　 | 　 | 　 | 旅館等・民泊 |
| 北谷町 |
| 4 | 　 | 　 | 　 | 旅館等・民泊 |
| 北谷町 |
| 5 | 　 | 　 | 　 | 旅館等・民泊 |
| 北谷町 |
| 6 | 　 | 　 | 　 | 旅館等・民泊 |
| 北谷町 |
| 7 | 　 | 　 | 　 | 旅館等・民泊 |
| 北谷町 |
| 8 | 　 | 　 | 　 | 旅館等・民泊 |
| 北谷町 |
|  | 合計 | 　 | 　 |  |
|  | 支援給付金の額（千円未満切り捨て） | 　 |  |

対象施設内訳（　　　枚目）

注意事項

１　宿泊定員は、旅館等については沖縄県に届け出た宿泊定員を記載する。民泊については、１宿泊施設につき宿泊定員を４人とする。

２　旅館業法第３条第１項の許可を受けた者で、「宿泊定員×1,600（円）」の合計額が３万円に満たない者は、支援給付金の額を３万円とし、住宅宿泊事業法第３条第１項の届出をした者で、当該合計額が２万円に満たない者については、支援給付金の額を２万円とする。

３　旅館等とは、旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第３条第１項の許可を受けた施設をいう。また、民泊とは、住宅宿泊事業法（平成２９年法律第６５号）第３条第１項の届出をした施設をいう。

４　支援給付金の額は、１,０００円未満を切り捨てた額を記入する。

　　　記載した内容については、事実と相違ありません。

（申請者）住所

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　印